

V 訴訟対応

(1) 行政不服審査法に基づく不服申立てとの関係

① 自由選択主義

情報公開法・情報公開条例に基づく開示決定・不開示決定は行政処分であるので、行政不服審査法に基づく不服申立ての対象になるとともに、行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟の対象になる。情報公開訴訟については不服申立て前置主義が採られているわけではないので、不服申立てをせずに直ちに訴訟を提起することもできる（行政事件訴訟法 8条1項本文）。

② 行政不服審査法に基づく不服申立てが先に行われた場合

通常は、行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申立てまたは審査請求）がなされ、それに対する決定または裁決に不服がある場合に、訴訟が提起される。その理由は、行政不服審査法に基づく不服申立てを行う場合には印紙代が不要なこと、行政事件訴訟と異なり簡易迅速な救済が期待されること、訴訟の場合には実際には弁護士に依頼せざるをえないことが多く弁護士費用がかかるのに対して行政不服審査法に基づく不服申立ての場合には、一般には本人で行うことが可能であり弁護士費用がかからないこと、情報公開訴訟においては、憲法82条の対審公開原則や訴訟における対審構造との関連でインカムラ審理をすることに疑義が呈されており、裁判所は一般にインカムラ審理を行わないのに対して、

実務編

行政不服審査法に基づく不服申立てが行われた場合、第三者機関である情報公開審査会（または情報公開・個人情報保護審査会）に原則として諮詢され、同審査会におけるインカメラ審理を受けることができること、訴訟と異なり違法性のみならず不当性についても主張できること等によると考えられる。しかし、行政不服審査法に基づく不服申立てが前置されても、不服申立人が満足する決定または裁決が得られなかった場合には、訴訟に移行する可能性がある。また、逆に、不服申立てが認容されたために訴訟に移行する可能性もある。たとえば、第三者の個人情報が記載された公文書の開示請求が拒否されたため、不服申立てをしたところ、不服申立てを認容する決定または裁決がなされ開示決定が行われたため、当該第三者が開示決定の取消訴訟を提起するような場合、第三者的個人情報が記載された公文書の開示決定がなされたため当該第三者が不服申立てをしたところ、これが認容され開示決定が取り消されたため、開示決定を取り消す決定または裁決の取消訴訟を開示請求者が提起するような場合である。いずれにせよ、不服申立てに対する決定または裁決の後に訴訟が提起された場合には、2004年の行政事件訴訟法改正で新設された23条の2（釈明処分の特則）により、不服申立てに係る事件の一件記録に関する資料の提出を裁判所から求められる可能性が高いので、これに適切な対応ができるように資料整理を十分に行っておく必要がある。とくに、文書が大量な場合等、ヴォーン・インデックス（詳しくは、宇賀克也・情報公開法（日本評論社、2004年）134頁以下参照）を作成しておくことは、審査会の審理にとり有益であるのみならず、インカメラ審理を行わない訴訟における有用性も高い。また、審査会のみならず、諮詢庁も、行政不服審査法25条1項ただし書による口頭意見陳述の資料について、釈明処分の特則によ

判例編

<市の局長の交際費の支出内容の公開（北九州市）>

◆北九州市情報公開条例に基づく市の局長等の交際費に関する公文書の公開請求について、市長等によるその一部非公開決定を認めた原審の判断が、上告審において破棄されるとともに、一部一審判決を取り消して本件各処分を取り消し、その余の破棄部分につき原審に差し戻された事例。
 （最高裁一小平成17年7月14日判決・平成13年（行ヒ）348号、判例時報1908号122頁、判タ1189号157頁）

意思形成

(1) 本件交際費関係文書に記録された交際費の支出に関する情報を公開することにより、本件条例6条6号にいう当該又は将来の同種の調査研究、検討、審議、協議等を公正かつ適切に行うことにつながるに著しい支障が生ずることについて、具体的な主張はないから、上記情報は同号所定の非公開情報に当たることはできない。

行政運営

(2) 本件交際費関係文書に記録された交際費の支出に関する情報が本件条例6条7号所定の非公開情報に当たるかどうかについて検討する。

市の局長等の交際事務は、本件条例6条7号にいう交渉その他の事務事業に該当すると解される。そして、上記の交際事務は、その目的、性質に照らして考えると、相手方が識別される文書の公開によって相手方の氏名等が明らかにされることになれば、交際の相手方との間の信頼関係あるいは友好関係を損ない、交際それ自体の目的に反し、ひいては交際事務の目的が達成できなくなるおそれがあり、また、交際事務の適正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるというべきであるから、市の局長等の交際費の支出に関する情報で相手方が識別されるものは、原則として、同号所定の非公開情報に該当するといるべきである。しかしながら、交際の相手方が識別されるものであっても、相手方の氏名等が外部に公表され、又は披露されることがもともと予定されているもの、すなわち、交際の相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされる交際に関するものなど、相手方の氏名等を公表することによって交際の相手方との信頼関係あるいは友好関係を損ない、ひいては交際事務の目的が損なわれたり、交際事務の適正又は円滑な執行に著しい支障が生じたりするおそれがあるとは認められないようなものは、例外として同号所定の非公開情報に該当しないと解するのが相当である（最高裁平成3年（行ツ）第18号同6年1月27日第一小法廷判決・民集48巻1号53頁、最高裁平成8年（行ツ）第210号、第211号同13年3月27日第三小法廷判決・民集55巻2号530頁、最高裁平成9年（行ツ）第55号同14年2月28日第一小法廷判決・裁判集民事205号671頁参照）。

(3) 別紙目録一記載の非公開部分に係る文書は交際の相手方である個人又は団体が識別されない文書であるところ、これらの文書を公開したとしても、交際事務の目的を損ない、又は交際事務の適正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるとは認められないから、上記文書に記録された交際費の支出に関する情報は本件条例6条7号所定の非公開情報に当たるということはできない。

(4) 別紙目録二及び三の(1)記載の非公開部分に係る文書は交際の相手方である個人又は団体が識別される文書であるので、その交際費の支出目的ごとに、当該文書に記録された交際費の支出に関する情報が本件条例6条7号所定の非公開情報に当たるかどうかを検討する。

ア 前記事実関係等によれば、支出目的が「弔意」に分類されるものは、局長等が葬儀、慰靈祭、初盆等に参列した際に、香典、弔慰金、供花、供物等を献呈したものである。これらのうち、葬儀等の際の供花及び供物は、献呈者の名を付して一般参列者の目に触れる場所に飾られるのが通例であり、これを見ればそのおおよその価格を知ることができるものであるから、その相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされるものということができ、その交際費の支出に関する情報は、本件条例6条7号所定の非公開情報には当たらないと解するのが相当である。他方、香典及び弔慰金は、その性質上、支出の要否や金額等が相手方とのかかわり等をしんしゃくして個別に決定されるものであり、贈呈の事実はともかく、その具体的金額までが一般参列者に知られることは通常考えられないから、その交際費の支出に関する情報は、同号所定の非公開情報に当たると解するのが相当である。そうすると、支出目的が「弔意」に分類される交際費の支出に関する情報については、上記の観点から、その細目を区分した上で同号所定の非公開情報に当たるかどうかを判断する必要があるというべきである。

イ 前記事実関係等によれば、支出目的が「会費」に分類されるものは、局長等が加入している団体の会費や、加入していない団体の会合に出席した際の会費を支払ったものである。これらのうちには、局長等がその団体に加入していることが公知の事実となっているものや、当該会合への出席が不特定の者に知られ得る状態でされるものが含まれている蓋然性がある。こうしたいわば公然とされる交際のうち、会費の金額が相手方により一定の金額に定められているものについては、その交際費の支出に関する情報を公開しても、相手方との間の信頼関係あるいは友好関係を損なうなどの支障が生ずるおそれがあるとは認められない。そうすると、支出目的が「会費」に分類されるものについては、上記のような事実の有無を確定しなければ、その交際費の支出に関する情報が本件条例6条7号所定の非公開情報に当たるかど

② 個人識別情報

<開示としたもの>

◆公募市民委員の選考に係る応募者の作文

町田市	平成15年11月25日	第13号
-----	-------------	------

<要旨>

公募市民委員の選考に係る応募者の作文について、氏名・住所・年齢・職業・性別等の個人を識別できる情報を分離すれば、応募者のプライバシーを侵害したり、将来の公募事務に支障を来すようなことがないため、作文すべてを不開示とした処分が妥当でないとされた事例。

第1 審査会の結論

異議申立人〇〇〇〇（以下「申立人」という。）が2002年11月29日付で町田市長（以下「実施機関」という。）に対して行った、町田市庁舎問題検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関する「公募市民委員の選考に係る応募者作文（全部）」（以下「本件文書」という。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）について、実施機関が2002年12月13日付02町企企第134号の3で行った公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、本件文書のうち応募者の氏名（印影を含む）・住所・年齢・職業・性別・電話番号・FAX番号・収受番号のほか、応募者の居住地を特定できる部分及び経歴などの記載から応募者を識別できる部分を除き公開すべきである。

〔情報公開四六〕
③

第2 異議申立ての趣旨

申立人は、本件処分を取り消し、本件文書を公開するとの決定を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 申立人は、2002年11月29日、実施機関に対して本件請求を行った。
- 2 実施機関は、申立人に対して、2002年12月13日付02町企企第134号の2で「市民委員選考日程について」、「市民委員選考採点表（形式審査

審査会答申編

表)について」、「市民委員の第一次選考対象者及び対象外者について」、「市民委員選考委員会会議録について」、「検討委員会委員への就任について」の各文書について公文書公開決定処分を、同日付02町企企第134号の4で「市民委員選考採点表(選考委員別)」について公文書不存在決定処分を行い、さらに同日付02町企企第134号の3で本件処分を行った。

- 3 申立人は、実施機関に対して、本件処分を不服として2003年2月12日付で本件異議申立てを行った。
- 4 申立人は、実施機関に対して、2003年3月13日付「補正書」を提出した。
- 5 実施機関は、2003年3月28日、町田市情報公開条例(以下「条例」という。)第10条第2項の規定に基づき、同日付02町企企第205号により当審査会に諮詢した。
- 6 実施機関は、2003年4月16日、同日付03町企企第6号の2により「理由説明書」を提出した。
- 7 申立人は、2003年5月12日、同年5月6日付「意見書」を提出した。
- 8 実施機関は、2003年6月17日、同日付03町企企第32号の2により「口頭意見陳述要旨」を提出した。
- 9 実施機関及び申立人は、2003年6月26日、口頭による意見陳述を行った。

第4 実施機関の非公開の理由及び主張の要旨

- 1 本件文書は、条例第5条第1項第1号に該当する。
本件文書は、検討委員会の委員選考の目的で公募したものであり、応募者は一市民の立場から作成したもので、個人の思想、信条、知識などが表現されている。また、応募者は18人とそれほど多くはなく、内容としても個人の生活環境、職歴などが述べられていたり、手書きのものもあるため、応募者数に対する委員選出者の割合などからみても、内容・様式・筆跡などから個人が識別される可能性を否定できず、プライバシー侵害を招く危険がある。さらに、内容的に全体を通して個人情報として保護すべきものばかりで、プライバシーに配慮する部